

いばらきアマビエちゃん 事業者登録協力金を支給します！



○ 支給額

- 対象施設が1か所の事業者・・・3万円
- 対象施設が2か所以上の事業者・・・6万円（上記+3万円）

○ 対象要件

- ・ 条例(※)に基づき、いばらきアマビエちゃんに登録することを義務付けられている事業者であって、現に「いばらきアマビエちゃん」に登録していること。
 - ・ 店舗、事業所、施設等を管理する法人又は個人事業主であること
 - ・ 県が定めるガイドラインに基づき感染防止対策を実施していること
- ※条例の義務対象など詳細は、県HPでご確認ください。

(※) 茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例（令和2年10月2日施行）

宣誓・同意事項


申請者は、次の全ての事項について宣誓又は同意が必要です。

- ・ 上記の対象要件を満たす支給対象者であること。
- ・ 不支給要件に該当しないこと。
- ・ 知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立ち入り検査に応じること。
- ・ 虚偽や不正な手段により協力金を受給した場合には、協力金の返還を行うこと。
- ・ 県の「新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため行っていただきたい取組（ガイドライン）」及び各業界団体が策定する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのガイドラインに基づく取組を実施すること。
- ・ いばらきアマビエちゃんの利用登録の推進に協力すること。

○ 申請期間

令和2年10月2日（金）から12月31日（木）まで

○ 申請方法

○オンライン申請 ⇒ 

○書面申請

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

【提出先】〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6
茨城県アマビエちゃん協力金審査デスク 宛

※ 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、対面での申請書類の受付や説明は行いませんので、予め御了承ください

○ 必要書類

- ・ いばらきアマビエちゃん事業者登録協力金申請書（様式第1号）
 - ・ 協力金の振込先の通帳等の写し
 - ・ 事業活動・事業内容を証する書面（税務申告書，営業許可書，茨城県が実施した休業要請協力金の支給決定通知書等）
 - ・ 感染防止対策宣誓書の写し
 - ・ 本人確認書類（申請者が個人事業主の場合のみ）
 - ・ イベントのチラシ等（イベントを行う事業者の場合）
- ※詳細は，県HPでご確認ください。

○ 協力金の対象となる施設の類型（例）

【対象となる主な事業所】

- ・ スナック・キャバレー等
- ・ カラオケ・ライブハウス等
- ・ 劇場等
- ・ ホテル，旅館
- ・ 百貨店・ショッピングモール
- ・ 飲食店
- ・ 理容室・美容室
- ・ 大規模イベント

【対象とならない主な事業所】

- ・ 学校（大学を除く）
- ・ 病院・診療所
- ・ 介護施設等
- ・ 食品スーパー
- ・ オフィス

※詳細は，県HPでご確認ください。



○ 問合せ先

内容，書き方等不明な点については相談窓口にお問い合わせください。

029-301-5472

開設時間：9時～17時（平日のみ）

※詳細については，茨城県ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

茨城県HP
（協力金に関するページ）



令和2年 月 日

茨城県知事 殿

住 所 〒

(フリガナ)

個人事業主の場合：氏名

法人の場合：法人名

代表者名

いばらきアマビエちゃん事業者登録協力金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
以下の内容に相違ありません。また、3の「宣誓項目」の内容に宣誓します。

1 申請の概要等

(事業所1)

事業所名	
事業所所在地	茨城県
	マンション・アパート名など
業種 ※要綱の別表から選択	

(事業所2)

事業所名	
事業所所在地	茨城県
	マンション・アパート名など
業種 ※要綱の別表から選択	

申請額	いずれか一つに☑を付してください。 <input type="checkbox"/> 30,000円 (県内の事業所が1か所) <input type="checkbox"/> 60,000円 (県内の事業所が2か所以上)
電話番号※	

※常時連絡が取れる電話番号を記載してください。

2 添付書類 (すべて必須。添付したものに☑してください。)

- 事業活動・事業内容を証する書面*
- 感染防止対策宣誓書の写し
- 本人確認の書面 (運転免許証, パスポート又は保険証など)
- 協力金の振込先の通帳等の写し

3 宣誓項目（すべて必須。確認の上、☑してください）

- 支給要綱第2条に掲げる以下の支給対象者の要件を満たす者であること。
 - ・条例でいばらきアマビエちゃんに登録することを義務付けられている事業者であって、現に「いばらきアマビエちゃん」に登録していること。
 - ・店舗、事業所、施設等を管理する法人又は個人事業主であること
 - ・県が定めるガイドラインに基づき感染防止対策を実施していること
 - ・茨城県内に事業所を有する者であること
 （大規模イベントを行う者の場合）
 - ・令和3年3月31日までに、いばらきアマビエちゃんに登録が義務付けられているイベントを開催する者であること
- 支給要綱第3条に掲げる以下の不支給要件に該当しないこと。
 - ・茨城県暴力団排除条例第2条第1号から同条第3号に規定する者
 - ・代表者又は役員のうち茨城県暴力団排除条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当する者がある中小企業者等
 - ・地方公共団体
 - ・大企業者でないこと
- 知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立ち入り検査に応じること。
- 虚偽や不正な手段により協力金を受給した場合には、協力金の返還を行うこと。
- 県の「新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため行っていただきたい取組（ガイドライン）」及び各業界団体が策定する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのガイドラインに基づく取組を実施すること。
- いばらきアマビエちゃんの利用者登録の推進に協力すること。

4 協力金振込先

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード	種目 ^(※)	口座番号（右詰めで記入）
<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農協	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所				
フリガナ					
口座名義 ^(※)					

※ 種目は、普通の方は「1」、当座の方は「2」を記載してください。

※ 口座名義は、申請者が法人の場合は当該法人、個人の場合は当該個人に限ります。

*「事業活動・事業内容を証する書面」は次のいずれかを添付してください。

法人の場合	個人事業主の場合
<ul style="list-style-type: none"> ・県税事務所に提出した法人県民税・事業税申告書の写し ・開業届の写し ・食品営業、酒類提供、風俗営業、古物営業等の許可証又は届出書の写し ・法人の登記事項証明書 ・茨城県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の支給決定通知書 	<ul style="list-style-type: none"> ・税務署に提出した青色申告決算書又は収支内容内訳書の写し ・開業届の写し ・食品営業、酒類提供、風俗営業、古物営業等の許可証又は届出書の写し ・その他事業を行っていることを証する書類（チラシ、HPの写し、写真） ・茨城県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の支給決定通知書

茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例第5条第1項に基づく「特定事業所」一覧

○：義務対象 ×：義務対象外

※義務対象外の施設であっても、いばらきアマビエちゃんへの登録を推奨しておりますので、ご協力をお願いします。

種 類	施 設	条例 義務	備 考
遊興施設等	キャバレー	○	
	ナイトクラブ	○	
	ダンスホール	○	
	スナック	○	
	バー	○	
	ダーツバー	○	
	パブ	○	
	性風俗店	○	
	個室ビデオ店	○	
	ネットカフェ	○	
	漫画喫茶	○	
	カラオケ店	○	
	ライブハウス	○	
	場外馬（車・舟）券場	○	
大学・学習塾等	大学	○	
	専修学校（高等専修学校を除く）・各種学校	×	
	日本語学校・外国語学校	×	
	インターナショナルスクール	×	
	自動車教習所	○	
	学習塾	○	
	英会話教室	○	
	音楽教室	○	
	囲碁・将棋教室	○	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	○	
	そろばん教室	○	
	バレエ教室	○	
	体操教室	○	
ダンス教室	○		
運動・遊技施設	体育館	○	
	屋内・屋外水泳場	○	
	ボウリング場	○	

種 類	施 設	条例 義務	備 考
	スケート場	○	
	ゴルフ場・ゴルフ練習場	○	
	バッティング練習場	○	
	陸上競技場	○	
	野球場	○	
	テニス場	○	
	柔剣道場	○	
	弓道場	○	
	スポーツクラブ	○	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	○	
	マージャン店	○	
	パチンコ屋	○	
	ゲームセンター	○	
	テーマパーク	○	
	遊園地	○	
劇場等	劇場	○	
	観覧場	○	
	プラネタリウム	○	
	映画館	○	
	演芸場	○	
集会・展 示施設	集会場	○	
	公会堂	○	
	展示場	○	
	貸会議室	○	
	文化会館	○	
	多目的ホール	○	
	神社	×	
	寺院	×	
	教会	×	
	博物館	○	
	美術館	○	
	図書館	○	
	科学館	○	
	記念館	○	
	水族館	○	
	動物園	○	
	植物園	○	

種 類	施 設	条例 義務	備 考
商業施 設	ペットショップ（ペットフード売り 場を除く）	×	
	ペット美容室（トリミング）	×	
	宝石類や金銀の販売店	×	
	住宅展示場（集客活動を行い、 来場を促すもの）	×	
	古物商（質屋を除く）	×	
	古本屋	×	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	×	
	DVD/ビデオショップ	×	
	アウトドア用品、スポーツグッ ズ店	×	
	土産物屋	×	
	旅行代理店（店舗）	×	
	アイドルグッズ専門店	×	
	ネイルサロン	○	
	まつ毛エクステンション	○	
	スーパー銭湯	○	
	岩盤浴	○	
	サウナ	○	
	マッサージ	○	
	エステサロン	○	
	日焼けサロン	○	
	脱毛サロン	○	
	写真屋	×	
フォトスタジオ	×		
美術品販売	×		
展望室	×		
文教施 設	幼稚園	×	
	小学校	×	
	中学校	×	
	義務教育学校	×	
	高等学校	×	
	高等専修学校	×	
	高等専門学校	×	
	中等教育学校	×	
	特別支援学校	×	
医療施	病院	×	

種 類	施 設	条例 義務	備 考
設	歯科	×	
	薬局	×	
	鍼灸	×	
	接骨院	×	
社会福 祉施設 等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	×	
	児童福祉法関係の施設	×	
	障害福祉サービス等事業所	×	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	×	
	その他の社会福祉施設	×	
生活必 需物資 販売施 設	卸売市場	×	
	食料品売り場	×	
	コンビニエンスストア	×	
	百貨店	○	入居しているテナントのうち、条例義務対象となる飲食店などのテナントは別途義務対象
	スーパーマーケット	×	
	ホームセンター	×	
	ショッピングモール	○	入居しているテナントのうち、条例義務対象となる飲食店などのテナントは別途義務対象
	ガソリンスタンド	×	
	衣料品店	×	
	雑貨屋	×	
	酒屋	×	
食事提 供施設	飲食店	○	
	料理店	○	
	喫茶店	○	
	居酒屋	○	
宿泊施 設	ホテル	○	
	カプセルホテル	○	
	旅館	○	
	民泊	○	
	ラブホテル	○	
交通機 関等	バス	×	
	タクシー	×	
	電車	×	
	船舶	×	
	航空機	×	
	物流サービス（宅配等を含む）	×	

種 類	施 設	条例 義務	備 考
工場等	工場	×	
	作業場	×	
金融機 関・官公 署等	銀行	×	
	消費者金融	×	
	事務所	×	
	官公署	×	
その他	理髪店	○	
	美容院	○	
	銭湯（公衆浴場）	○	
	郵便局	×	
	メディア	×	
	貸衣装屋	×	
	不動産屋	×	
	結婚式場	○	
	葬儀場・火葬場	○	
	質屋	×	
	獣医	×	
	ペットホテル	×	
	本屋	×	
	自転車屋	×	
	家電販売店	×	
	園芸用品店	×	
	修理店（時計、靴、洋服等）	×	
	鍵屋	×	
	100円ショップ	×	
	駅売店	×	
	家具屋	×	
	自動車販売店	×	
	花屋	×	
クリーニング店	×		
ごみ処理関係	×		
大規模イベント		○	<p>・以下のような不特定多数の者の来客があるものであって、事業者が開催するものに限る。</p> <p>例) 事業者が行う野外音楽フェスティバル、事業者が行う花火大会、事業者が行う飲食・物販イベント</p>

いばらきアマビエちゃん事業者登録協力金の申請に必要な書類

	提出書類	備考				
1	いばらきアマビエちゃん事業者登録協力金申請書（様式第1号）	手書きの場合は、全てペン又はボールペンで記載してください。（消えるボールペンは使用不可。）				
2	協力金の振込先の通帳等の写し	口座名義人、金融機関名、金融機関の店名、預金の種類及び口座番号が記載されたものを提出してください。 ※インターネットバンキングを御利用の方は、上記事項が記載されたページを印刷したものの提出でもかまいません。				
3	事業活動・事業内容を証する書面	<table border="1"> <tr> <td>法人</td> <td> 次のいずれかを提出すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 県税事務所に提出した法人県民税・事業税申告書の写し ・ 開業届の写し ・ 食品営業、酒類提供、風俗営業等の許可証又は届出書の写し ・ 法人の登記事項証明書 ・ 茨城県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の支給決定通知書 </td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td> 次のいずれかを提出すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 税務署に提出した青色申告決算書又は収支内容内訳書の写し ・ 開業届の写し ・ 食品営業、酒類提供、風俗営業等の許可証又は届出書の写し ・ その他事業を行っていることを証する書類（チラシ、HPの写し、写真） ・ 茨城県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の支給決定通知書 </td> </tr> </table>	法人	次のいずれかを提出すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 県税事務所に提出した法人県民税・事業税申告書の写し ・ 開業届の写し ・ 食品営業、酒類提供、風俗営業等の許可証又は届出書の写し ・ 法人の登記事項証明書 ・ 茨城県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の支給決定通知書 	個人	次のいずれかを提出すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 税務署に提出した青色申告決算書又は収支内容内訳書の写し ・ 開業届の写し ・ 食品営業、酒類提供、風俗営業等の許可証又は届出書の写し ・ その他事業を行っていることを証する書類（チラシ、HPの写し、写真） ・ 茨城県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の支給決定通知書
法人	次のいずれかを提出すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 県税事務所に提出した法人県民税・事業税申告書の写し ・ 開業届の写し ・ 食品営業、酒類提供、風俗営業等の許可証又は届出書の写し ・ 法人の登記事項証明書 ・ 茨城県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の支給決定通知書 					
個人	次のいずれかを提出すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 税務署に提出した青色申告決算書又は収支内容内訳書の写し ・ 開業届の写し ・ 食品営業、酒類提供、風俗営業等の許可証又は届出書の写し ・ その他事業を行っていることを証する書類（チラシ、HPの写し、写真） ・ 茨城県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の支給決定通知書 					
4	感染防止対策宣誓書の写し	店舗等に掲示している感染防止対策書の写しを提出してください。				
5	<個人事業主の場合> 本人確認の書面	運転免許証、パスポート又は保険証などの写しを提出してください。 ※3の書類で「茨城県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の支給決定通知書」を添付いただいている場合は不要です。				
6	<イベントを行う事業者の場合> イベントのチラシ等	当該イベントが実施される（された）日や規模などが分かる書類を提出してください。				

※上記以外にも必要に応じて資料の提出を求められることがあります。

いばらきアマビエちゃん事業者登録協力金支給要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、感染拡大防止対策を講ずる中小企業者等に対し、いばらきアマビエちゃん事業者登録協力金（以下「協力金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、この要綱に定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 協力金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、茨城県新型コロナウイルスの感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例（令和2年条例第46号、以下「条例」という。）第5条に基づき、条例第2条第3項の特定システム（以下「いばらきアマビエちゃん」という。）に登録することを義務付けられている事業所を有し又は催物を催す者であって、現にいばらきアマビエちゃんに事業所を登録しており、かつ、県が定めるガイドラインに基づき感染防止対策を実施している茨城県内に事業所を有する者とする。

ただし、大規模イベントを行う者については、令和3年3月31日までに、いばらきアマビエちゃんの登録が義務付けられているイベントを開催する者に限る。

(不支給要件)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか該当する者に対しては、協力金を支給しない。

- (1) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者
- (2) 代表者又は役員のうち暴力団員及び暴力団員等（茨城県暴力団排除条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。）に該当する者がある中小企業者等
- (3) 地方公共団体
- (4) 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項に規定する大企業者及びこれに類する法人

(警察本部等への確認)

第4条 知事は、必要に応じ申請者について、前条第2項第1号及び第2号の該当の有無を県警察本部長あて照会することができる。

(協力金の額)

第5条 協力金の額は、1事業者当たり3万円とし、複数の事業所を有する場合は、3万円を加えた額とする。

(協力金の支給申請)

第6条 支給対象者は、協力金の支給を受けようとするときは、いばらきアマビエちゃん事業者登録協力金申請書（様式第1号。以下

「申請書」という。)又は電子申請により必要な書類を添えて、知事に申請するものとする。

2 協力金の申請期間は、知事が別に定める。

(宣誓・同意事項)

第7条 申請者は、次の各号に掲げる全ての事項について宣誓又は同意をするものとし、知事は、当該宣誓又は同意をしない者には、協力金を支給しない。

(1) 第2条に規定する支給対象者であること。

(2) 第3条に規定する不支給要件に該当しないこと。

(3) 知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立ち入り検査に応じること。

(4) 虚偽や不正な手段により協力金を受給した場合には、協力金の返還を行うこと。

(5) 県の「新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため行っていただきたい取組(ガイドライン)」及び各業界団体が策定する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのガイドラインに基づく取組を実施すること。

(6) いばらきアマビエちゃんの利用者登録の推進に協力すること。

(協力金の支給決定等)

第8条 知事は、第6条第1項の申請があったときは、その内容を審査するものとし、適当と認められるときは協力金の支給を決定し、協力金を支給するものとする。

2 知事は、前項の審査の結果、協力金の支給をしない決定をしたときは、申請者に対し、いばらきアマビエちゃん事業者登録協力金不支給決定通知書(様式第2号)により、その旨を通知するものとする。

(協力金支給の方法)

第9条 知事は、協力金の支給を決定したときは、申請者に対し口座振替払の方法により支給する。

(支給申請のみなし取下げ)

第10条 知事は、関係書類の不備により振込不能等があり、知事が確認等に努めたにもかかわらず、30日間関係書類の補正等が行われなかった場合その他申請者の責に帰すべき事由により支給できなかったと認められるときは、当該協力金の申請が取り下げられたものとみなす。

(調査)

第11条 知事は、協力金の支給について、必要と認めるときは、申請者等関係者に対して書類の提出を求め、事情聴取等を行うことができる。

(支給決定の取消し等)

第12条 知事は、協力金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める額にかかると支給決定を取り消すことができる。

(1) 故意若しくは重大な過失により申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない協力金を受け、又は受けようとする場合 支給決定した協力金の全額

(2) 前号に該当しない場合であって、協力金の支給を受けた者に支給されるべき協力金の額を超えて支給を受けた場合 当該支給されるべき額を超えて支払われた部分の額

2 知事は、前項第1号に該当すると認めたときは、前項第1項に該当すると認めた日又は協力金の支給決定を取り消した日以後、当該者に協力金を支給しないものとする。

3 知事は、第1項の規定による取消しを行ったときは、取り消された者に対し、その旨を通知するものとする。

(協力金の返還等)

第13条 知事は、前条第1項の規定による取消しを行ったときは、期限を付して、既に支給した協力金の返還を命ずることができる。

2 知事は、前条第1項第1号に基づく取消しを行い、前項に基づく協力金の返還を命ずる場合には、その命令に係る協力金の受領の日から納付までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

3 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、第1項に基づく協力金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられた協力金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命ぜられた協力金の額に充てられたものとする。

4 第3項に基づく協力金の返還及び前項の加算金の納付については、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年10月2日から施行する。ただし、第2条ただし書きの大規模イベントを開催するに関する規定は令和2年6月24日から施行する。